大阪柔整だより ダイジェスト版

＊吹田市「子ども医療費助成制度」について＊

吹田市では、９月施術分から通院医療費の助成対象年齢が１５歳（中学校修了）まで拡充されます。

	＜変更前＞		＜平成２５年９月から＞
通院医療費	０歳～６歳（小学校就学前まで）	→	**０歳～１５歳（中学校修了まで）**
入院医療費	０歳～１２歳（小学校修了まで）	→	**０歳～１５歳（中学校修了まで）**

※所得制限があります。被保険者の所得が限度額を超える場合は、助成の対象にはなりません。

＊労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について＊

	現　行	改定後
初検料	２，２５０円	**２，３６０円**
再検料	３２０円	**３５０円**
施療料（打撲・捻挫）	８９０円	**９１０円**
後療料（打撲・捻挫）	６１０円	**６１５円**

施行日　平成２５年７月１日

＊国民健康保険高齢受給者証の更新について＊

更新日　　平成２５年８月１日
色　調　　各市町村によって異なります。
対象者　　７０歳から７４歳までの国民健康被保険者

前期高齢者の適用について
満７０歳の誕生日の翌月１日から適用となります。ただし、月の初日が誕生日の被保険者は当月から適用となります。

給付割合　所得の修正申告や追加加入によって負担割合が変更となる場合は、新たに市町村を通じ高齢受給者証が郵送されます。
一部負担金の割合が８月から変更になっている場合がありますので、必ず被保険者証のご確認をお願いします。

＊資格証明受診(特別療養費)について＊

健康保険料滞納者には「被保険者資格証明書」が発行され、全額（１０割）患者様の負担になります。

資格証明書が提示され、施術を受けられた患者様には、市区町村へ申請すれば保険給付金が償還されることになっている旨を説明し、特別療養費のレセプトを提出してください。

−レセプトの注意点−

・レセプトご提出の際は、当月受付レセプトの上に乗せてください。
・レセプト上部余白に赤字で「特別療養費」と記載してください。
・給付割合欄、支払機関欄は空欄です。
・一部負担金は１０割です。
・請求金額は０円です。

合計	6405	円
一部負担金	10割	円
請求金額	0	円
※		円

登録記号番号

※健康保険取扱い要領 P.３０①参照

＊ 公 費 請 求 に つ い て ＊

—水俣病の公費—

水俣病の公費は医療証を発行している県（茨城県・新潟県・熊本県・鹿児島県）に直接請求となります。

水俣病の公費の請求用紙は本会にあります。また、請求用紙は県ごとに様式が異なりますので、ご使用の際は本会へ何県ご請求分かをご連絡ください。

・本会へは本体請求分のレセプトのみ提出してください。
・本体レセプトに公費負担者番号、受給者番号の記載は必要です。
・本体の単併区分は「２併」です。
・患者様の一部負担金は０円です。

—原爆医療の公費—

・原爆医療は柔整師委任です。支払機関欄は、柔道整復師ご指定口座です。
・患者様の一部負担金は０円です。

※前期高齢者の水俣病・原爆医療の公費負担割合

前期高齢者（７０～７４歳）は一部負担金割合が１割か３割ですが、１割負担の方は本来２割のところ、平成２６年３月３１日まで軽減特例措置として１割負担とされ高齢受給者証が交付されています。

前期高齢者で水俣病・原爆医療証をお持ちの１割負担の方は、軽減特例措置の対象とはならず２割負担となります。

前期高齢者２割負担の場合のレセプトは、本家区分欄「８.高一」、給付割合欄「８」に○です。

本家区分			給付割合	
	2. 本人	8. 高一（○）		10・9
	4. 六歳			
	6. 家族	0. 高 7		⑧・7

—他府県の公費—

他府県の公費は、兵庫県のみ使用できます。(兵庫県の原爆医療は非取扱い)

患者様が大阪、兵庫県以外の他府県公費医療証（水俣病の公費を除く）を提示された場合は本体請求である１～３割分を窓口徴収し、領収書を発行するのが原則です。

患者様ご自身で医療証が発行されている市区町村へ申請をし、償還を受けられる場合があります。

―施術情報提供紹介書―

施術情報提供料は、骨折、不全骨折または脱臼に係る柔道整復師の応急施術を受けた患者様について、保険医療機関での診察が必要と認められる場合において、当該患者様が柔道整復師の紹介に基づき、実際に保険医療機関に受診した場合に、紹介状の年月日が初検日と同一日である場合に限り算定できます。

紹介にあたっては、柔道整復師は事前に紹介先の保険医療機関と調整の上、施術情報提供紹介書を作成し、患者様または紹介先の保険医療機関に交付しなければなりません。

また、交付した文書の写しを施術録に添付しておくとともに、請求にあっては支給申請書に同文書の写しを添付してください。その際、情報提供紹介書の右下欄外に鉛筆などで仕分け一連番を記載し、当月レセプトの一番上に載せてください。

柔道整復師が骨折、不全骨折または脱臼であると判断して応急施術を行い、保険医療機関に紹介した場合であっても、紹介先の保険医療機関において骨折等でないと診断された場合は、やむを得ない場合を除き、原則として算定できません。

※健康保険取扱い要領 P. ３０③参照

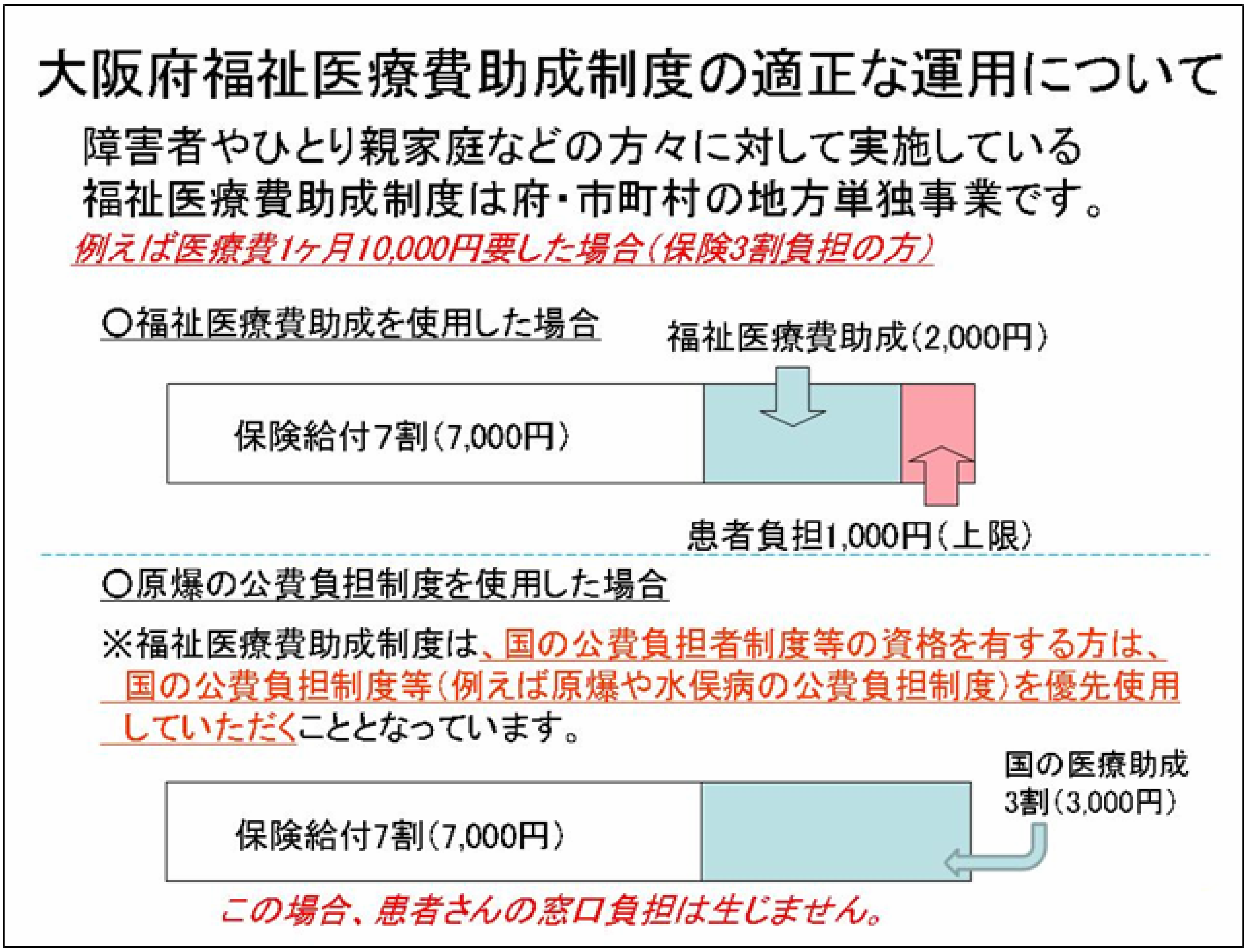

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。